

お知らせ

令和3年1月18日(月)

課名	自然環境課
担当	小崎、直井
内線	2731、2733
直通	086-226-7309

野鳥監視重点区域の解除について

美作市の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例を受け、令和2年12月11日に環境省が指定した野鳥監視重点区域（発生地点から半径10km以内）について、県では野鳥の監視を強化し、緊急調査や巡回監視などの対応をしてきましたが、当該区域内で野鳥の大量死等の異常が確認されなかったため、令和3年1月16日(土)24時に環境省が解除しましたのでお知らせします。

1 これまでの経緯

- 12月10日 ・死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立ち入り検査を実施
 - ・同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 12月11日 ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
 - ・環境省が、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
 - ・県は、巡回監視の実施により野鳥監視を強化
- 12月16日 県が野鳥緊急調査を実施
- ～18日 野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地等13箇所を調査したが異常は確認されなかった。
- 12月17日 防疫措置完了
- 1月16日 環境省が野鳥監視重点区域を解除

2 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」とされていることから、引き続き県内での野鳥の監視を継続します。

(参考)

環境省は、異常が確認されなければ、指定された野鳥監視重点区域を、防疫措置完了日の次の日を1日目として、30日目の24時に解除することとしている。